

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日は、
日曜日に
が、
の翌日
の翌日)

目 次

◇ 告 示 町の区域の新設等

土地区画整理法による換地処分

告 示

鳥取県告示第四百九号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条第一項の規定に基づき、倉吉市長から次のとおり町及び字の区域を新たに画し、変更し及び廃止する旨の届出があつたので、同条第二項の規定により告示する。

この町及び字の区域の新設、変更及び廃止は、土地区画整理法（昭和二十九年法律第十九号）第一百三十四条第四項後段の規定による上灘土地区画整理事業の換地処分の公告のあつた日の翌日からその効力を生ずる。

昭和五十八年四月三十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

新たに画する町及び字の名称	同上の区域（昭和五十七年二月一日現在の地番による）
下 円谷町字保木ノ	円谷字保木ノ下の全域
円谷町字切岩谷	円谷字切岩谷の全域
円谷町字天神測	円谷字天神測の全域
円谷町字天神測	円谷字天神測の全域
円谷町字籤下	円谷字籤下の全域
円谷町字東高殿	円谷字東高殿の全域
円谷町字井手ノ内	円谷字井手ノ内の全域
円谷町字越	円谷字越の全域
円谷町字東天地	円谷字東天地の全域
円谷町字西天地	円谷字西天地の全域
円谷町字徳田	円谷字徳田の全域
円谷町字下七九	円谷字下七九の全域

円谷町字下汁谷	円谷字下汁谷の全域
円谷町字大津江	円谷字大津江の全域
円谷町字田汲谷	円谷字田汲谷の全域
円谷町字猪畑谷	円谷字猪畑谷の全域
円谷町字城ノ谷	円谷字城ノ谷の全域
円谷町字割谷	円谷字割谷の全域
円谷町字河原カ 谷	円谷字河原カ谷の全域
円谷町字広高家	円谷字広高家の全域
円谷町字鉄屎	円谷字鉄屎の全域
円谷町字神庭平	円谷字神庭平の全域
円谷町字鹿谷	円谷字鹿谷の全域
円谷町字宮谷口	円谷字宮谷口の全域
円谷町字山田	円谷字山田の全域
円谷町字山田	円谷字山田の全域
円谷町字上七九	円谷字上七九の全域
円谷町大津へ	円谷字大津への全域

円谷町字瀧ノ谷	円谷字瀧ノ谷の全域
円谷町字瀧ノ谷	円谷字瀧ノ谷の全域
円谷町字砂堀り	円谷字砂堀りの全域
円谷町字畑抜	円谷字畑抜の全域
円谷町字七曲り 谷	円谷字七曲り谷の全域
円谷町字宮ノ谷	円谷字宮ノ谷の全域
円谷町字宮ノ谷	円谷字宮ノ谷の全域
円谷町字宮ノ谷	円谷字宮ノ谷の全域
円谷町字宮ノ前	円谷字宮ノ前の全域
円谷町字航谷	円谷字航谷の全域
円谷町字獅子舞 谷	円谷字獅子舞谷の全域
円谷町字上砂谷	円谷字上砂谷の全域
円谷町字下砂谷	円谷字下砂谷の全域
円谷町字ジガ谷	円谷字ジガ谷の全域
円谷町字上汁谷	円谷字上汁谷の全域
円谷町字汁谷	円谷字汁谷の全域

<p>円谷町字猫又谷</p>	<p>円谷字猫又谷の全域</p>
<p>円谷町字黒谷</p>	<p>円谷字黒谷の全域</p>
<p>円谷町字バリ谷</p>	<p>円谷字バリ谷の全域</p>
<p>円谷町字ノボシ谷</p>	<p>円谷字ノボシ谷の全域</p>
<p>円谷町字九谷</p>	<p>円谷字九谷の全域</p>
<p>円谷町字邸谷</p>	<p>円谷字邸谷の全域</p>
<p>円谷町字梨子木谷</p>	<p>円谷字梨子木谷の全域</p>
<p>円谷町字足谷</p>	<p>円谷字足谷の全域</p>
<p>円谷町字大桁</p>	<p>円谷字大桁の全域</p>
<p>円谷町字大作</p>	<p>円谷字大作の全域</p>
<p>円谷町字狐尾谷</p>	<p>円谷字狐尾谷の全域</p>
<p>円谷町字旅寛谷</p>	<p>円谷字旅寛谷の全域</p>
<p>円谷町字桜谷</p>	<p>円谷字桜谷の全域</p>
<p>円谷町字西高殿</p>	<p>円谷字西高殿のうち七三の一から七三の四まで、七五の三、七五の四、七五の七及びこれらと一体をなす国有地の一部以外の区域</p>
<p>円谷町字海田</p>	<p>円谷字海田のうち八八の一、八八の三、八九及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p>

<p>円谷町</p>	<p>円谷町字井手坂</p>	<p>円谷町字代田</p>
<p>円谷字西高殿七三の一から七三の四まで、七五の三、七五の四、七五の七及びこれらと一体をなす国有地の一部、円谷字海田八八の一、八八の三、八九及びこれらと一体をなす国有地、円谷字代田のうち九四の二、九四の三、九五の二、九五の三、九六の一、九六の二、九六の三から九六の五までの一部、九九の一、九九の二、一〇〇の一、一〇〇の二から一〇〇の四まで、一〇〇の五の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに九五の四及び九六の六と一体をなす国有地以外の区域、円谷字井手坂一〇三の一部、一〇四の一部、一〇五、一〇六、一〇七の一から一〇七の二まで、一〇八から一〇八まで、一一一の一から一一一の三まで、一一二、一一三の一、一一三の二、一一四の一、一一四の四、一一五の一、一一五の三、一一六の二、一一六の四、一一七の四及びこれらと一体をなす国有地、米田町字法界門一、二、三、四、五、六の一部、七から九まで及びこれらと一体をなす国有地、米田町字縄手添一〇の一部、一一の一部及び一四の一部並びに米田町字木ノ下七〇の一、七〇の二の一部、七一から七三までの一部及びこれらと一体をなす国有地</p>	<p>円谷字井手坂のうち一〇三から一〇六まで、一〇七の一から一〇七の二まで、一〇八から一一〇まで、一一一の一から一一一の三まで、一一二、一一三の一、一一三の二、一一四の一、一一四の四、一一五の一、一一五の三、一一六の二、一一六の四、一一七の四及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p>	<p>円谷字代田九四の二、九四の三、九五の二、九五の三、九六の二、一〇〇の二及びこれらと一体をなす国有地並びに九五の四及び九六の六と一体をなす国有地の一部</p>

米田町二丁目字 築田開	米田町字築田開の全域
米田町二丁目字 繩手添	米田町字繩手添一六の二、一六の六、二六の二、二八の二、二九の一、三〇の二、三二の二及びこれらと一体をなす国有地並びに一二の二、一二の三、一二の五及び一六の五と一体をなす国有地
米田町二丁目字 浅田	米田町字浅田三三の二、三五の二、三六の二及びこれらと一体をなす国有地
米田町二丁目	米田町字養元の全域、米田町字繩手添のうち一〇の一部、一一の一部、一四の一部、一六の二、一六の六、二六の二、二八の二、二九の一、三〇の二、三一の二及びこれらと一体をなす国有地並びに一二の二、一二の三、一二の五及び一六の五と一体をなす国有地以外の区域、米田町字浅田のうち三三の二、三五の二、三六の二の一部、三六の二、三六の三の一部、三七の一部、三九の一、三九の二の一部、四一の一、四一の二及びこれらと一体をなす国有地以外の区域、米田町字中開沢のうち四二、四三の一の一部、四四の一部、四五の一部、五四の一の一部、五四の二及びこれらと一体をなす国有地以外の区域、米田町字木ノ下六五の一、六五の二、六六から六九まで、七〇の一の一部、七〇の二の一部、七一から七四までの一部、七五の一の一部及びこれらと一体をなす国有地、米田町字前田九八の一の一部、米田町字橋井手のうち一〇二の一部、一〇三の一部、一〇六の一部、一〇七の一の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域、米田町字土亀田のうち一一八の一の一部、一一八の二の一部、一一九の一の一部、一一九の二の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域、米田町字ハケ坪のうち一二八の一の一部、一二八の三の一部、一三〇の一の一部、一三〇の二の一部、一三〇の三、一三一の一、一三一の二、一三二の一、一三二の二、一三三、一三四の一、一三四の二及びこれらと一体をなす国有地以外の
新陽町	区域、米田町字西田井一三七の一の一部、一三七の二の一部及びこれらと一体をなす国有地、下田中字畑ケ田四五五から四五八までの一部、四五九から四六一まで、四六二の一部、四六三の一部及びこれらと一体をなす国有地、下田中字日ヶ詰四七五の一部、四七六の一の一部、四七六の二の一部、四七七の一、四七七の二、四七八の一の一部、四七八の二、四七九の一部及びこれらと一体をなす国有地、円谷字代田九六の一の一部、九六の三から九六の五までの一部、九九の一の一部、九九の二、一〇〇の一の一部、一〇〇の三、一〇〇の四、一〇〇の五の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに円谷字井手坂一〇三の一部、一〇四の一部及びこれらと一体をなす国有地 下田中字日ヶ詰四八六の一部、下田中字上沖代のうち四八七の一部、四八八の一部、四九〇の一部、四九一の一部、四九三から四九五までの一部、五〇三の一の一部、五〇三の二の一部、五〇四の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域、下田中字下沖代五〇五の一の一部、五〇五の三の一部、五〇六の一部、五〇七の一の一部、五〇七の二、五〇九から五一二までの一部及びこれらと一体をなす国有地、米田町字西田井一三九の一の一部、一三九の二の一部、一四一の一の一部、一四一の四、一四二の二の一部、一四二の五、一四三の二の一部、一四四の一、一四四の二、一四五の一、一四五の二、一四六の一、一四六の二、一四七の一、一四七の二、一四八の一、一四八の三から一四八の五まで、一四九の二、一五〇の二、一五一の二、一五一の四及びこれらと一体をなす国有地、駄経寺町字福田二の一、二の五、二の六、三の一、三の四から三の一まで及び四の二、駄経寺町字早稲田八八の六の一部、八八の一〇の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに駄経寺町字森ヶ坪九一の一の一部、九一の二の一部及びこれらと一体をなす国有地

駄経寺町二丁目

駄経寺町字松ヶ坪の全域、駄経寺町字隈巡の全域、駄経寺町字上大六、七八の四、七八の七の一部及び七八の一六、駄経寺町字早稲田八〇の二から八〇の四まで、八〇の一五、八〇の一六、八二の一、八二の三、八二の五、八二の六、八四の二、八四の一〇、八五の一、八五の二、八五の九、八五の一〇、八八の一、八八の六の一部、八八の一〇の一部及び八九、駄経寺町字森ヶ坪のうち九一の一部、九一の二の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域、駄経寺町字下大六のうち一〇三の二、一〇四の二、一〇四の四、一〇六の二及びこれらと一体をなす国有地以外の区域、駄経寺町字五反田のうち一〇七の一五から一〇七の二までの一部、一〇九の二の一部、一一〇の二の一部、一一〇の四の一部、一一〇の五の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域、駄経寺町字大御堂のうち一二九の四、一三二の五から一三二の八まで、一三四の三、一三四の四、一四三の三及びこれらと一体をなす国有地以外の区域、駄経寺町字ドンド川一五五の一部及びこれと一体をなす国有地、駄経寺町字上河原一六〇の一及びこれと一体をなす国有地、駄経寺町字駒田四八九、四九二の一及びこれらと一体をなす国有地、下田中字上沖代五〇三の一の一部、五〇三の二の一部、五〇四の一部及びこれらと一体をなす国有地、下田中字下沖代五〇五の一の一部、五〇五の二、五〇五の三の一部、五〇六の一部及びこれらと一体をなす国有地、下田中字藤田五二三の一部、五二四の一、五二四の二、五二五の一の一部、五二五の二及びこれらと一体をなす国有地、下田中字石ヶ坪五六四の一部、五六四の三の一部及びこれらと一体をなす国有地、下田中字西割田五八三の一部、五八九の一の一部、五九〇の一部、五九一の一部、五九二及びこれらと一体をなす国有地並びに下田中字上隈田六〇〇の一部、六〇一及びこれらと一体をなす国有地

上灘町

下田中字杉ノ元三七五の一部及びこれと一体をなす国有地、下田中字向五反田のうち三七八の一、三七八の二、三七九の一部、三八〇の一部、三八一、三八二の一、三八二の二、三八三の一部、三八四の一部、三八五の二の一部、三八七の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域、下田中字東割田のうち四一〇の二の一部及びこれと一体をなす国有地以外の区域、下田中字東堀り四一〇の一の一部、四一〇の五の一部、四一二の一部、四一三、四一四の一、四一四の二、四一五の一部及びこれらと一体をなす国有地、下田中字日ヶ詰のうち四六八の二の一部、四六八の三から四六八の五まで、四七三から四七五までの一部、四七六の一部、四七六の二の一部、四七七の一、四七七の二、四七八の一部、四七八の二、四七九の一部、四八〇の一部、四八三の一部、四八四から四八六までの一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域、下田中字上沖代四八七の一部、四八八の一部、四九〇の一部、四九一の一部、四九三から四九五までの一部及びこれらと一体をなす国有地、下田中字下沖代のうち五〇五の一から五〇五の三まで、五〇六の一部、五〇七の一の一部、五〇七の二、五〇九から五一二までの一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域、下田中字藤田のうち五二三の一部、五二四の一、五二四の二、五二五の一の一部、五二五の二、五四八の一部、五四九の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域、下田中字西堀りのうち五五〇、五五一の九の一部、五五一の一〇から五五一の一六まで、五五一の一三の一部、五五一の一四から五五一の一六まで、五五二の一、五五二の二の一部、五五二の三の一部、五五二の四、五五二の五、五五三の三の一部、五五四の一の一部、五五四の二、五五四の三、五五五の二から五五五の四までの一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域、下田中字石ヶ坪のうち五六四の一部、五六四の三の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域、下田中字西割田のうち五八三の一部、五八九の一の一部、五九〇の一部、五九

下田中町

一の一部、五九二及びこれらと一体をなす国有地以外の区域、下田中宇上隈田五九八の一の一部、五九八の二、五九八の三、六〇〇の一部及びこれらと一体をなす国有地、下田中宇萬場六一五の一の一部、六一五の四から六一五の六までの一部、六一五の七、六一六の一から六一六の三まで、六一七、六一八、六一九の一部、六二〇の一の一部、六二〇の二の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに駄経寺町字ドンド川のうち一五五の一部及びこれと一体をなす国有地以外の区域

下田中宇上欠戸の全域、下田中宇屋敷の全域、下田中宇下前田の全域、下田中宇上前田の全域、下田中宇東上手の全域、下田中宇中上手の全域、下田中宇西上手の全域、下田中宇上五反田の全域、下田中宇下五反田の全域、下田中宇北田の全域、下田中宇下欠戸のうち三〇の一から三〇の五まで、三一、三二の一、三二の二の一部、三三の一、三三の二、三六の六の一部、三六の七の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域、下田中宇東荒神六〇の一、六〇の三、六一の一の一部、六五の一及びこれらと一体をなす国有地、下田中宇西荒神のうち七三の一の一部、七三の二の一部、七三の三、七四の一の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域、下田中宇深田三二〇の一から三二〇の三まで、三二一の一部、三二二の一の一部、三二二の二、三二二の三の一部、三二二の四の一部、三三二の一部及びこれらと一体をなす国有地、下田中宇杉ノ元のうち三五九の一から三五九の四まで、三六一の一から三六一の三まで、三六二、三六三、三六四の一の一部、三六四の二の一部、三六九の一部、三七〇の一部、三七二の一部、三七三の一部、三七四、三七五の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域、下田中宇向五反田三七八の二、三七八の二、三七九の一部、三八〇の一部、三八一、三八二の一、三八二の二、三八三の一部、三八四の一部、三八五の二の一部、三八七の一部及びこれらと一体をなす国有地、下田

南昭和町

中宇東割田四一〇の二の一部及びこれと一体をなす国有地、下田中宇東堀りのうち四一一の一の一部、四一一の五の一部、四一二の一部、四一三、四一四の一、四一四の二、四一五の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域、下田中宇畑ケ田のうち四五五から四五八までの一部、四五九から四六一まで、四六二の一部、四六三の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域、下田中宇日ヶ詰四六八の二の一部、四六八の三から四六八の五まで、四七三から四七五までの一部、四七六の一の一部及びこれらと一体をなす国有地、下田中宇藤田五四八の一部、五四九の一部及びこれらと一体をなす国有地、下田中宇西堀り五五〇、五五一の九の一部、五五一の一〇から五五一の一六まで、五五二の一、五五二の二の一部、五五二の三の一部、五五二の四、五五二の一五、五五三の三の一部、五五四の一の一部、五五四の二、五五四の三、五五五の二から五五五の四までの一部及びこれらと一体をなす国有地、米田町字浅田三六の一の一部、三六の三の一部、三七の一部、三九の一、三九の二の一部、四一の一、四一の二及びこれらと一体をなす国有地、米田町字中開沢四二、四三の一の一部、四四の一部、四五の一部、五四の一の一部、五四の二及びこれらと一体をなす国有地、米田町字土龜田一一八の一の一部、一一八の二の一部、一一九の一の一部、一一九の二の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに巖城字東三三九の二の一部、三四〇の一、三四一の三の一部及びこれらと一体をなす国有地

下田中宇深田三二二の一の一部、三二三の一部、三二四から三二六まで、三二七の一部、三二八の一部、三三〇の一の一部、三三〇の三の一部、三三九の一の一部、三三九の二の一部、三三九の四の一部、三四〇の一の一部、三四〇の二、三四一の一の一部、三四一の九の一部、三四一の一〇の一部、三四一の一二の一部及びこれらと一体をなす

固有地、下田中字東志具手三四九の三から三四九の五までの一部、三五〇の一部、三五二の三から三五二の五まで、三五三の一部、三五三の二、三五三の三、三五四の一部、三五四の二、三五四の三、三五四の四の一部、三五五の五の三まで、三五五の二、三五五の三、三五五の四、三五五の五の四まで及びこれらと一体をなす固有地、下田中字杉ノ元三五九の三から三五九の四まで、三六一の一から三六一の三まで、三六二、三六三、三六四の一部、三六四の二の一部、三六四の三、三六四の四、三六五の一部及びこれらと一体をなす固有地、下田中字上隈田五九八の四の一部、五九九の二から五九九の四まで、六〇〇の一部、六〇〇の四から六〇〇の六まで、六〇二の二、六〇二の三、六〇四の二、六〇四の三、六〇五の三、六〇五の四、六〇六の一部、六〇七の一部、六〇八の一部、六〇八の二、六〇九の二から六〇九の三まで、六一一、六一二及びこれらと一体をなす固有地、下田中字萬場のうち六一五の四の一部、六一五の五から六一五の六まで、六一七、六一八、六一九の一部、六二〇の二の一部、六二〇の三の一部及びこれらと一体をなす固有地以外の区域、下田中字西志具手六二六、六二七、六二八の二、六二九、六三〇、六三一の二から六三一の三まで、六三二の二から六三二の三まで、六三三の二から六三三の四まで、六三四の二から六三四の四まで、六三五から六三七まで、六四四から六四六まで、六四七の二から六四七の四まで、六四八及びこれらと一体をなす固有地、下田中字下隈田六四九の二、六四九の三、六四九の四、六四九の五まで、六五〇の一部、六五二から六五四まで、六五七の一部及びこれらと一体をなす固有地、下田中字東新添七〇四の二の一部、七〇六の二の一部及び七〇七の一部、昭和町字駒田四八八の二の一部、四八九の三の一部、四九〇

の三及びこれらと一体をなす固有地並びに駄経寺町字駒田四八九の二の一部、四九〇の二の一部及びこれらと一体をなす固有地

昭和町二丁目

昭和町字下ド川の全域、昭和町字加藍橋の全域、昭和町字上河原の全域、昭和町字鳥居曝の全域、昭和町字池ノ上の全域、昭和町字下穴田四六九の六の一部、四七五の一部、四七五の六及び四七六の一部、昭和町字上穴田のうち四八二の一部、四八三の二の一部、四八三の三の一部、四八四の二の一部、四八四の三の一部、四八五の二の一部、四八六の二、四八六の三の一部及びこれらと一体をなす固有地以外の区域、昭和町字駒田のうち四八七の一部、四八八の二の一部、四八九の三の一部、四九〇の三及びこれらと一体をなす固有地以外の区域、下田中字上隈田六〇六の一部及び六〇七の一部、駄経寺町字上河原一六五の二、一六六の二、一六八の四、一七一の三、一七二の二、一七三の二、一七四の二及び一七五の四並びに駄経寺町字駒田四八九の二の一部、四九〇の二の一部、四九二の二、四九三の二及びこれらと一体をなす固有地

昭和町二丁目

昭和町字畑鋒の全域、昭和町字稲渡りの全域、昭和町字下穴田のうち四六九の六の一部、四七五の二の一部、四七五の六及び四七六の二の一部以外の区域、昭和町字上穴田四八二の二の一部、四八三の二の一部、四八三の三の一部、四八四の二の一部、四八五の二の一部、四八六の二、四八六の三の一部及びこれらと一体をなす固有地、昭和町字駒田四八七の二の一部、四八八の二の一部及びこれらと一体をなす固有地、下田中字東志具手三四四の二の一部、三四五の二の一部、三四六の二の一部、三四六の三、三四六の四の一部、三四六の五、三四七の二の一部、三四七の四、三四八の二の一部、三四八の三、三四八の四から三四八の七まで、三四八の九の一部、三四九の三の一部、三五三の二の一部、三五四の二の一部、三五四

東昭和町

の四の一部、三五四の五の一部及びこれらと一体をなす国有地、下田中宇上隈田六〇六の一部、六〇七の一部、六〇八の一部及びこれらと一体をなす国有地、下田中宇西志貝手六三五から六三七までの一部、六三八の二から六三八の七まで、六三九の一、六三九の二の一部、六三九の三から六三九の八まで、六三九の九、六三九の二の一部、六四〇の一、六四〇の二の一部、六四〇の三の一部、六四〇の四、六四〇の五の一部、六四〇の六、六四一の一から六四一の八まで、六四二の一、六四三の一、六四三の二、六四四の一部、六四五の一部、六四六の一部及びこれらと一体をなす国有地、下田中宇下隈田のうち六四九の一、六四九の二の一部、六四九の三から六四九の五まで、六五〇の一部、六五二から六五四までの一部、六五七の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域、下田中宇西新添六七三の一から六七三の四まで、六七四の一の一部、六七四の二から六七四の六まで、六七四の九、六七四の一〇の一部、六七五の一、六七五の二、六七五の四、六七五の七から六七五の九まで、六七五の一から六七五の二〇まで、六七六の四、六八六の二、六八六の四の一部、六八六の六、六八六の八の一部、六八六の九の一部、六八六の一四の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに巖城字笠ヶ前四四九の二、四四九の六、四五〇の一、四五〇の三、四五一の一から四五一の五まで、四五一の七から四五一の九まで、四五二の一、四五二の二、四五二の五、四五二の六、四五二の九、四五二の一二から四五二の二〇まで、四五二の二二、四五三の一、四五三の二、四五三の四から四五三の一まで、四五四の一から四五四の八まで及びこれらと一体をなす国有地

下田中宇深田三三八、三三八の二の一部、三三八の三の一部、三三九の二の一部、三三九の三、三三九の四の一部、三四〇の二の一部、三四一の二の一部、三四一の二から三四一の八まで、三四一の九の一部、三四一の一〇の一部、

三四一の一、三四一の二の一部、三四一の三から三四一の七まで及びこれらと一体をなす国有地、下田中宇東志貝手三四二の二から三四二の七まで、三四三の二から三四三の七まで、三四四の一、三四四の二の一部、三四四の三、三四五、三四五の一の一部、三四六の二の一部、三四六の三の一部、三四六の四の一部、三四七の二の一部、三四七の三、三四七の七、三四八の一、三四八の二の一部、三四八の四から三四八の七まで、三四八の八、三四八の九の一部、三四九の一、三四九の二、三四九の三から三四九の五まで、三五〇の一部、三五三の二の一部及びこれらと一体をなす国有地、下田中宇西志貝手六三九の二の一部、六三九の二の一部、六四〇の二の一部、六四〇の三の一部及び六四〇の五の一部、下田中宇西新添のうち六七三の一から六七三の四まで、六七四の一の一部、六七四の二から六七四の六まで、六七四の九、六七四の一〇の一部、六七五の一、六七五の二、六七五の四、六七五の七から六七五の九まで、六七五の一から六七五の二〇まで、六七六の四、六七七の三、六七八の一から六七八の七まで、六七九の一から六七九の五まで、六八〇の一から六八〇の三まで、六八一、六八二の一から六八二の六まで、六八三の一、六八三の二、六八三の四から六八三の六まで、六八三の九、六八四の五、六八六の二、六八六の四の一部、六八六の六、六八六の八の一部、六八六の九の一部、六八六の一四の一部、六九〇の三、六九〇の五及びこれらと一体をなす国有地以外の区域、下田中宇東新添のうち七〇四の二の一部、七〇六の二の一部及び七〇七の二の一部以外

の区域、巖城字下河原二二三の三の一部、二二三の四の一部、二二三の七の一部、二四四の二の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに二二八の四、二二九の二、二三〇の二、二三〇の三、二三一の一から二三一の四まで、二三二の一、二三二の二、二三二の三、二三二の四から二三二の七まで及び二四四の一と一体をなす国有地の一部、巖城字落通り三四七の一部、三四九の一部及びこれらと一体をなす国有地、巖城字土井

<p>見日町</p> <p>三三九の四の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに八屋字沖河原三六九の二、三六九の一四から三六九の二〇まで及びこれらと一体をなす国有地</p>	<p>巖城字松原の全域、巖城字土手根の全域、巖城字渡り上りの全域、巖城字阿弥陀前の全域、巖城字渡シ河原のうち一一〇の六以外の区域、巖城字伊木渡りのうち一一一、一一二、一一二の一から一二二の五まで、一二四、一二四の一、一二四の三、一二五の一、一二五の一七、一二五の二〇から一二五の二三まで、一二五の二七、一二五の二八、一二六の五、一二六の九、一二六の一〇、一二七の一、一二七の二、一二八の一から一二八の三まで、一二九の一から一二九の五まで、一三〇、一三一の一、一三一の三、一三二の四、一三二の八、一三二の一、一三二の二、一三三の一、一三三の一〇、一三三の一三、一三三の四、一三三の次一、一五〇、一五〇の三から一五〇の一〇まで、一五〇の一二から一五〇の一四まで及びこれらと一体をなす国有地の一部以外の区域、巖城字下河原二〇の一、二〇〇の二、二〇一の一から二〇一の五まで、二〇二の一から二〇二の六まで、二〇三の一から二〇三の一まで、二〇四の二、二〇四の三、二〇四の五から二〇四の八まで、二〇四の一三、二〇五の一から二〇五の七まで、二〇六の一、二〇六の二、二〇七、二〇八の一から二〇八の七まで、二〇八の九から二〇八の一四まで、二〇九の一から二〇九の一まで、二一〇の二、二一〇の三、二一一の二、二一一の三、二二七の二、二二八の三及びこれらと一体をなす国有地、巖城字土井ノ上三六四の三、三六四の四、三六四の九、三六四の一三、三六五の六及びこれらと一体をなす国有地、巖城字上矢太田のうち三七五、三七五の一、三七五の九及びこれらと一体をなす国有地以外の区域、巖城字下矢太田のうち 三九一の一から三九一の七まで及びこれらと一体をなす国有地以外の区域、巖城字笠ヶ前のうち四四九の二、四四九の六、四五〇の一、四五〇の三、四五一</p>		
<p>区域を変更する町及び字の名称</p> <p>同上の区域（昭和五十七年二月一日現在の地番による。）</p>	<p>米田町字法界門</p> <p>米田町字法界門のうち一の三、一の五、二の一、二の四、四の一、四の四、五から九まで及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p>	<p>米田町字前田</p> <p>米田町字前田七九の三から七九の五まで、七九の七、八一の二、八二の二、八九の五、九〇の二、九一の二、九二の一、九二の二、九二の九の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに八二の一、八九の一、九二の三及び九二の四と一体をなす国有地の一部</p>	<p>米田町字西田井</p> <p>米田町字西田井のうち一三五の一から一三五の七まで、一三六、一三七の一、一三七の二、一三八の一から一三八の三まで、一三九の一から一三九の三まで、一四〇の一、一四〇の二、一四一の一、一四一の四、一四一の五、一四二の二、一四二の五、一四三の二、一四四の一、一四四の二、一四五の一、一四五の二、一四六の一、一四六の二、一四七の一、一四七の二、一四八の一、一四八の三から一四八の五まで、一四九の二、一五〇の二、一五一の二、一</p>

米田町字深田	五一の四及びこれらと一体をなす国有地の一部以外の区域
米田町字五反田	米田町字深田のうち一五四の一、一五五の三、一五五の五、一五五の八、一五六の二、一五六の五から一五六の七まで、一五六の一〇から一五六の一二まで、一五七の三及びこれらと一体をなす国有地の一部以外の区域
米田町	米田町字法界門四の一の一部、四の四の一部、五の一部、六の一部及びこれらと一体をなす国有地、米田町字木ノ下七二から七四までの一部、七五の一の一部、七五の二、七五の三及びこれらと一体をなす国有地、米田町字前田のうち七九の三から七九の五まで、七九の七、八一の二、八二の二、八九の五、九〇の二、九一の二、九二の一、九二の二、九二の九の一部、九八の一の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに八二の一、八九の一、九二の三及び九二の四と一体をなす国有地の一部以外の区域、米田町字橋井手一〇二の一部、一〇三の一部、一〇六の一部、一〇七の一部及びこれらと一体をなす国有地、米田町字八ヶ坪一二八の一の一部、一二八の三の一部、一三〇の一の一部、一三〇の二の一部、一三〇の三、一三一の一、一三一の二、一三二の一、一三二の二、一三三、一三四の一、一三四の二及びこれらと一体をなす国有地、米田町字西田井一三五の一から一三五の七まで、一三六、一三七の一の一部、一三七の二の一部、一三八の一から一三八の三まで、一三九の一の一部、一三九の二の一部、一三九の三、一四〇の一、一四〇の二、一四一の一の一部、一四一の五、一四二の二

<p>米田町字五反田</p> <p>一〇七の一五から一〇七の二二までの一部、一〇九の二の一部、一一〇の二の一部、一一〇の四の一部、一一〇の五の一部及びこれらと一体をなす国有地</p>	<p>の一部、一四三の二の一部及びこれらと一体をなす国有地、米田町字深田一五四の一、一五五の三、一五五の五、一五五の八、一五六の二、一五六の五から一五六の七まで、一五六の一〇から一五六の一二まで、一五七の三及びこれらと一体をなす国有地、米田町字五反田一五八、一五八の二、一五八の三、一五九、一六〇の一、一六〇の二、一六一の一、一六一の二、一六二、一六三、一六四の一、一六五の一、一六五の二、一六五の四、一六六の二、一六七の二、一六七の三及びこれらと一体をなす国有地、下田中字日ヶ詰四七八の一の一部、四七九の一部、四八〇の一部、四八三の一部、四八四の一部、四八五の一部、四八六の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに下田中字上沖代四八七の一部及びこれと一体をなす国有地</p>
<p>六 駄経寺町字上大</p>	<p>駄経寺町字福田のうち二の一、二の五、二の六、三の一、三の四から三の一まで及び四の二以外の区域</p>
<p>六 駄経寺町字早稲田</p>	<p>駄経寺町字上大六のうち七八の四、七八の七の一部及び七八の一六以外の区域</p>
<p>六 駄経寺町字下大</p>	<p>駄経寺町字早稲田のうち八〇の二から八〇の四まで、八〇の一五、八〇の一六、八二の一、八二の三、八二の五、八二の六、八四の二、八四の一〇、八五の一、八五の二、八五の九、八五の一〇、八八の一、八八の六、八八の一〇及び八九以外の区域</p>
<p>六 駄経寺町字五反田</p>	<p>駄経寺町字下大六 一〇三の二、一〇四の二、一〇四の四、一〇六の二及びこれらと一体をなす国有地</p>

<p>駄経寺町字大御堂</p>	<p>駄経寺町字大御堂一、二九の四、一三二の五から一三二の八まで、一三四の三、一三四の四、一四三の三及びこれらと一体をなす国有地</p>
<p>駄経寺町字上河原</p>	<p>駄経寺町字上河原一六〇の二、一六六の四、一六八の二及び一七〇の二</p>
<p>八屋字沖河原</p>	<p>八屋字沖河原のうち三六九の二、三六九の一四から三六九の二〇まで及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p>
<p>廃止する町及び字の名称</p>	<p>円谷字保木ノ下、円谷字切岩谷、円谷字天神測、円谷字天神測、円谷字敷下、円谷字西高殿、円谷字海田、円谷字代田、円谷字東高殿、円谷字井手坂、円谷字井手ノ内、円谷字越、円谷字東天地、円谷字西天地、円谷字徳田、円谷字下七九、円谷字大津へ、円谷字上七九、円谷字山田、円谷字山田、円谷字宮谷口、円谷字鹿谷、円谷字神庭平、円谷字鉄屎、円谷字広高家、円谷字河原力谷、円谷字割谷、円谷字城ノ谷、円谷字猪畑谷、円谷字田汲谷、円谷字大津江、円谷字下汁谷、円谷字上汁谷、円谷字谷、円谷字ジガ谷、円谷字下砂谷、円谷字上砂谷、円谷字獅子舞谷、円谷字宮ノ前、円谷字蛭虫、円谷字宮ノ谷、円谷字宮ノ谷、円谷字宮ノ谷、円谷字七曲り谷、円谷字畑坂、円谷字砂堀り、円谷字瀧ノ谷、円谷字瀧ノ谷、円谷字猫又谷、円谷字黒谷、円谷字バリ谷、円谷字ノボシ谷、円谷字九谷、円谷字邸谷、円谷字梨子木谷、円谷字足谷、円谷字大桁、円谷字大作、円谷字狐尾谷、円谷字旅籠谷、円谷字桜谷、米田町字築田開、米田町字繩手添、米田町字浅田、米田町字中開沢、米田町字養元、米田町字木ノ下、米田町字橋井手、米田町字土亀田、米田町字八ヶ坪、駄経寺町字森ヶ坪、駄経寺町字松ヶ坪、駄経寺町字隈巡、駄経寺町字ドンド川、駄経寺町字駒田、下田中字千人破戸、下田中字下欠戸、下田中字</p>

上欠戸、下田中字東荒神、下田中字西荒神、下田中字屋敷、下田中字下前田、下田中字上前田、下田中字東上手、下田中字中上手、下田中字西上手、下田中字上五反田、下田中字下五反田、下田中字北田、下田中字深田、下田中字東志具手、下田中字杉ノ元、下田中字向五反田、下田中字東割田、下田中字東堀り、下田中字畑ヶ田、下田中字日ヶ詰、下田中字上沖代、下田中字下沖代、下田中字藤田、下田中字西堀り、下田中字石ヶ坪、下田中字西割田、下田中字上隈田、下田中字萬場、下田中字西志具手、下田中字下隈田、下田中字西新添、下田中字東新添、巖城字松原、巖城字渡シ河原、巖城字伊木渡り、巖城字土手根、巖城字渡り上り、巖城字下河原、巖城字安田開、巖城字新市、巖城字敷下、巖城字東、巖城字落通り、巖城字土井ノ上、巖城字上矢太田、巖城字下矢太田、巖城字阿弥陀前、巖城字笠ヶ前、昭和町字畑鉾、昭和町下穴田、昭和町上穴田、昭和町字駒田、昭和町字ドンド川、昭和町字加藍橋、昭和町字稲渡り、昭和町字上河原、昭和町字鳥居暇及び昭和町字池ノ上

鳥取県告示第四百十号

土地区画整理法（昭和二十九年法律第十九号）第百三条第三項の規定に基づき、倉吉市長から倉吉都市計画事業上灘土地区画整理事業施行地区の宅地について換地処分をした旨の届出があつたので、同条第四項後段の規定により告示する。

昭和五十八年四月三十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次